


募 集

骨粗しょう症検診受診者を募集します 【保険年金課】


- ▶ **受診資格** 受診時に次の①～③のすべてを満たす人
    - ①40歳以上75歳未満の橋本市国民健康保険被保険者
    - ②国民健康保険税を完納している人
    - ③昨年度に受診していない人
 ※ただし、妊娠あるいはその可能性のある人は、胎児への影響を考慮し、受付できません。
  - ▶ **受診期間** 6月中旬～令和9年3月末
  - ▶ **募集人数** 80人
  - ▶ **個人負担金** 1,000円
  - ▶ **受診場所 (受診日)**
    - 橋本市民病院 (火・金曜日)
    - 紀和クリニック (木・金曜日)
  - ▶ **申込開始日** 6月5日(金)
  - ▶ **申込方法** 下記窓口、電話
- ☎保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

紀の川橋本SUMMERBALL2026ボランティアスタッフを募集します 【シティプロモーション課】

- イベント当日や翌日のお手伝いをしていただける人を募集します。協力していただいた皆さんには、さんかくポイントを付与します。申込方法など、詳しくは市ホームページ(右のQRコード)をご覧ください。
- 
- ▶ **活動日時 (付与するさんかくポイント)**
    - ①8月1日(出) 16:00～21:00 (500P)
    - ②8月2日(日) 6:00～7:00 (200P)
  - ▶ **活動内容**
    - ①運営補助(アンケート調査、会場案内、巡回など)
    - ②清掃作業
  - ▶ **募集期限** 7月10日(金)まで
- ☎紀の川橋本SUMMERBALL実行委員会事務局 (シティプロモーション課内) ☎33-6106



紀の川橋本SUMMERBALL2026のステージ出演者を募集します 【シティプロモーション課】

- 歌やダンスなどステージに出演していただける皆さんの応募をお待ちしています。申込方法など、詳しくは市ホームページ(右のQRコード)をご覧ください。
- 
- ▶ **活動日時** 8月1日(出) 16:45～
  - ▶ **募集期間** 6月12日(金)～29日(月)
  - ▶ **対象** 市内在住もしくは、市内で活動している個人または団体
  - ▶ **定員** 10組程度
- ☎紀の川橋本SUMMERBALL実行委員会事務局 (シティプロモーション課内) ☎33-6106

消費生活啓発ポスター募集 【生活環境課】

- 自分や周りの人が消費者トラブルに遭わないよう気をつけ、自分たちの選択が社会や環境に影響を与えることを意識しながら行動していけるよう、市民の皆さんへの注意喚起や啓発に活かすための「消費生活啓発ポスター」を募集します。
- ▶ **対象者** 市内在住もしくは在学の児童・生徒
  - ▶ **テーマ**
    - ①契約トラブルの防止
    - ②高齢者の消費者被害防止
    - ③若者の消費者トラブル防止
    - ④製品トラブルや事故の防止
    - ⑤インターネット・SNSに潜む危険
    - ⑥食品ロス削減の推進
    - ⑦地球環境に配慮した消費行動
  - ▶ **募集期間** 7月1日(水)～8月31日(月) 必着
  - ▶ **応募方法** 下記窓口へ提出(郵送可)
  - ▶ **その他** 応募者全員に参加賞があります。入選作品は2027年消費生活啓発カレンダーの挿絵で掲載予定。
- ☎〒648-8585 (住所記載不要) 橋本市 生活環境課(消費生活センター) ☎33-1165

子 ども

ひとり親家庭医療費受給資格更新申請について 【こども課】

児童(18歳になった最初の3月末まで)を扶養しているひとり親家庭の父または母とその児童にかかった医療費のうち、一部負担金(保険適用分)を助成する制度です。ただし、所得制限があります。児童の扶養状況や所得などの確認が必要なため、対象となる人には、案内を7月末に送付しますので、8月中旬に更新申請をしてください。

☎こども課 子育て係 ☎33-6102

特別児童扶養手当について 【こども課】

20歳未満で、政令で定める程度の身体・知的・精神障がいのある児童や、長期にわたり安静を必要とする病状にある児童を養育している人に、特別児童扶養手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

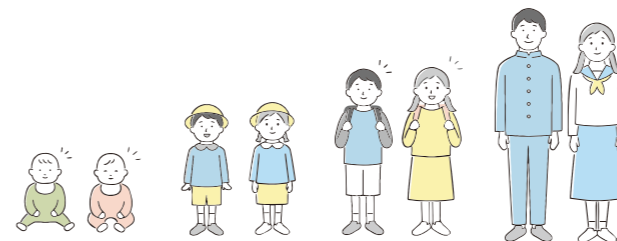
なお、現況届は8月中旬に提出してください。提出が必要な人には7月下旬に案内を送付します。

☎こども課 子育て係 ☎33-6102

乳幼児・子ども医療費助成制度について 【こども課】

入院・外来ともに支給対象年齢を18歳(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までとして、一部負担金(保険適用分)を助成します。受給者証は令和7年度から通年で発行しています。

☎こども課 子育て係 ☎33-6102



児童扶養手当について 【こども課】

離婚・死別などでひとり親家庭となった児童や、父または母が政令で定める程度の障がい状態にある児童、父または母が裁判所からDV(ドメスティック・バイオレンス)による保護命令を受けた児童(18歳になった最初の3月末まで、児童に政令で定める程度の障がいがあるときは20歳まで)を養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

- ▶ **一部支給停止適用除外事由届の提出について** 新規申請から5年を経過するなどの要件に該当する場合、一部支給停止適用除外事由届の提出が必要です。対象者には5月下旬に案内を送付していますので、下記期限までに手続きをしてください。
  - 提出期限 8月31日(月)
  - ※手続きを期間中に行わなかった場合は、以後の手当の最大2分の1が支給停止となる可能性がありますのでご注意ください。

☎こども課 子育て係 ☎33-6102

児童手当の現況届提出について 【こども課】

児童手当の現況届は原則提出不要ですが、一部の提出が必要な受給者には5月末頃に案内を送付しますので、6月中旬に手続きをしてください。

6月1日の状況を確認できない場合や受給者変更の必要がある場合など、提出不要な人も後日手続きを案内することがあります。なお、公務員で対象の人は勤務先で申請してください。

☎こども課 子育て係 ☎33-6102

こどもの人権SOSミニレター 【人権・男女共同推進室】

市内の小・中学校の児童・生徒にミニレターを配布します。悩み事や困り事などがあれば、一人で悩まずにミニレターに書いて送ってください。

☎和歌山地方務局 人権擁護課 ☎073-422-5131

6月7日～13日は危険物安全週間 つかみ取れ! めざす無事故の頂を

ガソリン、灯油、軽油などの燃料は、私たちの生活を支える便利で欠かせないものです。しかし、これらは火災や漏洩事故など重大な危険を伴う「危険物」として指定されています。特にガソリンは引火点が低く、非常に引火しやすいため、取り扱いには十分な注意が必要です。家族や地域の安全を守るため、正しい管理を心がけましょう。

☎●橋本市消防本部 ☎33-0119  
●伊都消防組合消防本部 ☎22-0119

⚠ 注意するポイント

- 容器は法律指定の適切なものを使用する。
- 火気や熱源から遠ざけて保管する。
- 必要以上の量を持たず適切な管理を行う。
- セルフスタンドでは、ガソリンや軽油を自動車に給油することはできませんが、自ら容器に入れることはできません。

6月10日は「子どもの目の日」～はぐくもう! 6歳で視力1.0～

子どもの視力は、生まれてから3歳までに急速に発達し、6歳ぐらいまでには視力1.0になります。しかし、この時期に視力の成長を妨げる要因があると発達停滞し、「弱視」という状態になることがあります。放置するとメガネやコンタクトレンズを使用しても十分な視力が得られない状態になる恐れがあります。

子どもは、はっきり見えていなくても「見える」と言います。子どもの目のために、健診などで受診が必要と伝えられた場合は、早期に眼科を受診しましょう。

☎子育て応援課 ☎33-0039

目の発達を守りましょう

